

付 議 第 3 号

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令議案

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を
改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育機関の高知県心の教育センター所長の項中「チーフ」を「多様な学び・相談支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令

◎ 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部
を改正する訓令

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令
議案説明

この訓令は、令和6年度の組織改正により、高知県心の教育センターに多様な学
び・相談支援課を設置することに伴い、必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（抜粋）

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（抜粋）

（代決）

（代決）

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

決裁権者等		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
略				
教育機関	高知県心の教育センター所長	次長	<u>多様な学び・相談支援</u> 課長	
略				

決裁権者等		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
略				
教育機関	高知県心の教育センター所長	次長	<u>チーフ</u>	
略				